

○ 土地改良事業等請負工事積算基準等の運用について（平成 13 年 3 月 22 日 12 農振第 1686 号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行												
<p>Ⅲ. 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準の運用事項</p> <p>第 3 運搬費、準備費、安全費、役務費、技術管理費及び営繕費の積算方法</p> <p>1. 共通仮設費率の算定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>共通仮設費率の対象額の支給品費のうち、コンクリートダム工事、フィルダム工事で支給した電力料（基本料金含む）の取り扱いを示されたい。</p> </div> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の対象額の区分について示されたい。</p> </div> <p>[略]</p> <p>(注) 1. 桁等購入費とは、簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具（設計製作品）をいう。</p> <p>2. 現場発生品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。</p> <p>2. 共通仮設費率及び現場管理費率の補正</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>人口集中地域（DID地区）とは、どのような地域をさすのか。</p> </div> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>処分費等を含む場合の積算方法を示されたい。</p> </div> <p>処分費等を含む工事の積算は、<u>当該処分費等を直接工事費、事業損失防止施設費、準備費に計上し、間接工事費等の積算は、</u>工事費下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">処分費等が共通仮設費対象金額の3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合</th> <th style="width: 50%;">処分費等が共通仮設費対象金額の3%を超える場合、または処分費等が3千万円を超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通仮設費 現場管理費 一般管理費 等</td> <td style="text-align: center;">処分費等は全額を率の対象とする。</td> <td>処分費等は共通仮設費対象金額の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 表中の処分費等は準備費に含まれる処分費を含む。（準備費に含まれる処分費は、伐開、除根等に伴うものである。）</p> <p>2. これにより難い場合は、別途考慮する。</p> <p>○計算例 1（処分費等：共通仮設費対象金額の3%を超え、3千万円を超える）※浚渫工事等を想定</p> <p>共通仮設費対象金額：600,000,000円 処分費：400,000,000円 率計算対象：18,000,000円 [共通仮設費対象金額×3%]（上限30,000,000円） 率計算対象外：382,000,000円 [処分費－率計算対象]</p> <p>○計算例 2（処分費等：共通仮設費対象金額の3%を超え、3千万円以下）</p> <p>共通仮設費対象金額：70,000,000円 処分費：5,000,000円 率計算対象：2,100,000円 [共通仮設費対象金額×3%]（上限30,000,000円） 率計算対象外：2,900,000円 [処分費－率対象金額]</p>	区 分	処分費等が共通仮設費対象金額の3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が共通仮設費対象金額の3%を超える場合、または処分費等が3千万円を超える場合	共通仮設費 現場管理費 一般管理費 等	処分費等は全額を率の対象とする。	処分費等は共通仮設費対象金額の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	<p>Ⅲ. 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準の運用事項</p> <p>第 3 運搬費、準備費、安全費、役務費、技術管理費及び営繕費の積算方法</p> <p>1. 共通仮設費率の算定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>共通仮設費率の対象額の支給品費のうち、コンクリートダム工事、フィルダム工事で支給した電力料（基本料金含む）の取り扱いを示されたい。</p> </div> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の対象額の区分について示されたい。</p> </div> <p>[略]</p> <p>(注) 1. 桁等購入費とは、簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具（設計製作品）、<u>光ケーブル購入費</u>をいう。</p> <p>2. 現場発生品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。</p> <p>2. 共通仮設費率及び現場管理費率の補正</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>人口集中地域（DID地区）とは、どのような地域をさすのか。</p> </div> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>処分費等を含む場合の積算方法を示されたい。</p> </div> <p>処分費等を含む工事の積算は、工事費下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">処分費等が共通仮設費対象金額の3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合</th> <th style="width: 50%;">処分費等が共通仮設費対象金額の3%を超える場合、または処分費等が3千万円を超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通仮設費 現場管理費 一般管理費 等</td> <td style="text-align: center;">処分費等は全額を率の対象とする。</td> <td>処分費等は共通仮設費対象金額の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 表中の処分費等は準備費に含まれる処分費を含む。（準備費に含まれる処分費は、伐開、除根等に伴うものである。）</p> <p>2. これにより難い場合は、別途考慮する。</p> <p>○計算例 1（処分費等：共通仮設費対象金額の3%を超え、3千万円を超える）※浚渫工事等を想定</p> <p>共通仮設費対象金額：600,000,000円 処分費：400,000,000円 率計算対象：18,000,000円 [共通仮設費対象金額×3%]（上限30,000,000円） 率計算対象外：382,000,000円 [処分費－率計算対象] <u>(積上げ計上)</u></p> <p>○計算例 2（処分費等：共通仮設費対象金額の3%を超え、3千万円以下）</p> <p>共通仮設費対象金額：70,000,000円 処分費：5,000,000円 率計算対象：2,100,000円 [共通仮設費対象金額×3%]（上限30,000,000円） 率計算対象外：2,900,000円 [処分費－率対象金額] <u>(積上げ計上)</u></p>	区 分	処分費等が共通仮設費対象金額の3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が共通仮設費対象金額の3%を超える場合、または処分費等が3千万円を超える場合	共通仮設費 現場管理費 一般管理費 等	処分費等は全額を率の対象とする。	処分費等は共通仮設費対象金額の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。
区 分	処分費等が共通仮設費対象金額の3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が共通仮設費対象金額の3%を超える場合、または処分費等が3千万円を超える場合											
共通仮設費 現場管理費 一般管理費 等	処分費等は全額を率の対象とする。	処分費等は共通仮設費対象金額の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。											
区 分	処分費等が共通仮設費対象金額の3%以下かつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が共通仮設費対象金額の3%を超える場合、または処分費等が3千万円を超える場合											
共通仮設費 現場管理費 一般管理費 等	処分費等は全額を率の対象とする。	処分費等は共通仮設費対象金額の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。											

処分費等とは何か。

- 「処分費等」とは、次のものとし、産業廃棄物処理税相当額がある場合はそれを含まない。
- 1) 産業廃棄物等を最終処分場での埋立て処分費、再生資源化施設での受入費、産業廃棄物処分業者による運搬費等（産業廃棄物処分業者の経費を含む。）
 - 2) 建設発生土等を有料処分地で処分する場合の費用
 の範囲内が処分費等の対象を示す。
 ○処分費等の対象となるもの（例）

	直接工事費計上項目		
	積込費	運搬費	処分費
積込：施工業者等 運搬：施工業者等 処分：産廃（有料）処分業者	標準歩掛	標準歩掛	見積 （産廃（有料）処分業者が 定めた額）
積込：施工業者等 運搬：産廃（有料）処分業者 処分：産廃（有料）処分業者	標準歩掛	見積 （産廃（有料）処分業者が 定めた額）	見積 （産廃（有料）処分業者が 定めた額）
積込：産廃（有料）処分業者 運搬：産廃（有料）処分業者 処分：産廃（有料）処分業者	見積 （産廃（有料）処分業者が 定めた額）	見積 （産廃（有料）処分業者が 定めた額）	見積 （産廃（有料）処分業者が 定めた額）

- 3) 上下水道料金
- 4) 有料道路利用料

産業廃棄物処理税相当額がある場合の積算方法を示されたい。

[略]

海上輸送等で労務者の輸送を行う場合の積算方法を示されたい。

[略]

災害の発生等により、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定するとあるが、その設定方法を示されたい。

[略]

3. 積み上げ計算による算定

運搬費の積み上げ計算方法について示されたい。

1. [略]

基本運賃料金表 （単位：円／t）

製品長 距離	12m以内	12m超～15m以内	15m超
10 kmまで	<u>4,530</u> (4,210)	<u>4,970</u> (4,660)	<u>7,480</u> (6,450)
20 "	<u>4,690</u> (4,380)	<u>5,230</u> (4,950)	<u>7,950</u> (6,810)
30 "	<u>5,010</u> (4,710)	<u>5,570</u> (5,190)	<u>8,450</u> (7,180)
40 "	<u>5,340</u> (4,990)	<u>5,920</u> (5,570)	<u>8,940</u> (7,620)
50 "	<u>5,690</u> (5,340)	<u>6,320</u> (5,870)	<u>9,490</u> (8,020)

処分費等とは何か。

- 「処分費等」とは、次のものとし、産業廃棄物処理税相当額がある場合はそれを含まない。
- 1) 産業廃棄物等を最終処分場での埋立て処分費、再生資源化施設での受入費、産業廃棄物処分業者による運搬費等（産業廃棄物処分業者の経費を含む。）
 - 2) 建設発生土等を有料処分地で処分する場合の費用
 の範囲内が処分費等の対象を示す。
 ○処分費等の対象となるもの（例）

	直接工事費計上項目		
	積込費	運搬費	処分費
積込：施工業者等 運搬：施工業者等 処分：産廃（有料）処分業者	標準歩掛	標準歩掛	見積 （産廃（有料）処分業者が 定めた額）
積込：施工業者等 運搬：産廃（有料）処分業者 処分：産廃（有料）処分業者	標準歩掛	見積 （産廃（有料）処分業者が 定めた額）	見積 （産廃（有料）処分業者が 定めた額）
積込：産廃（有料）処分業者 運搬：産廃（有料）処分業者 処分：産廃（有料）処分業者	見積 （産廃（有料）処分業者が 定めた額）	見積 （産廃（有料）処分業者が 定めた額）	見積 （産廃（有料）処分業者が 定めた額）

- [新設]
- 3) 有料道路利用料

産業廃棄物処理税相当額がある場合の積算方法を示されたい。

[略]

海上輸送等で労務者の輸送を行う場合の積算方法を示されたい。

[略]

災害の発生等により、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定するとあるが、その設定方法を示されたい。

[略]

3. 積み上げ計算による算定

運搬費の積み上げ計算方法について示されたい。

1. [略]

基本運賃料金表 （単位：円／t）

製品長 距離	12m以内	12m超～15m以内	15m超
10 kmまで	<u>4,350</u> (3,410)	<u>4,800</u> (4,030)	<u>7,010</u> (5,180)
20 "	<u>4,660</u> (3,570)	<u>5,170</u> (4,240)	<u>7,470</u> (5,510)
30 "	<u>5,000</u> (3,850)	<u>5,480</u> (4,510)	<u>7,990</u> (5,860)
40 "	<u>5,380</u> (4,070)	<u>5,900</u> (4,760)	<u>8,490</u> (6,190)
50 "	<u>5,750</u> (4,420)	<u>6,310</u> (5,140)	<u>9,040</u> (6,630)

60	〃	<u>6,060</u> (5,610)	<u>6,750</u> (6,270)	<u>10,000</u> (8,480)
70	〃	<u>6,470</u> (6,060)	<u>7,180</u> (6,640)	<u>10,600</u> (8,950)
80	〃	<u>6,820</u> (6,340)	<u>7,570</u> (7,060)	<u>11,100</u> (9,450)
90	〃	<u>7,190</u> (6,750)	<u>8,000</u> (7,380)	<u>11,800</u> (9,910)
100	〃	<u>7,610</u> (7,000)	<u>8,450</u> (7,770)	<u>12,400</u> (10,300)
110	〃	<u>8,010</u> (7,460)	<u>8,880</u> (8,200)	<u>13,000</u> (10,900)
120	〃	<u>8,350</u> (7,560)	<u>9,250</u> (8,450)	<u>13,600</u> (11,300)
130	〃	<u>8,770</u> (8,170)	<u>9,700</u> (8,950)	<u>14,200</u> (11,900)
140	〃	<u>9,160</u> (8,280)	<u>10,000</u> (9,250)	<u>14,800</u> (12,300)
150	〃	<u>9,470</u> (8,660)	<u>10,400</u> (9,480)	<u>15,400</u> (12,700)
160	〃	<u>9,870</u> (8,860)	<u>10,800</u> (9,850)	<u>15,900</u> (13,100)
170	〃	<u>10,200</u> (9,270)	<u>11,200</u> (10,100)	<u>16,600</u> (13,700)
180	〃	<u>10,500</u> (9,340)	<u>11,600</u> (10,400)	<u>17,100</u> (14,000)
190	〃	<u>10,900</u> (9,780)	<u>12,100</u> (10,700)	<u>17,900</u> (14,600)
200	〃	<u>11,400</u> (10,000)	<u>12,600</u> (11,000)	<u>18,600</u> (15,000)
200 kmを超え20 km までを増すごとに		<u>780</u> (665)	<u>925</u> (764)	<u>1,330</u> (1,050)

注) 1. ()内の運賃は、下記の地域に適用する。
 北海道・青森県・岩手県・宮城県・福島県・秋田県・山形県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉
 玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・富山県・石川県・山梨県・長野県・岐阜県・静
 岡県・愛知県・沖縄県
 ただし、沖縄県については、100 km以下のみ適用とし、100 km以下を超える場合は別途考慮
 する。

2.・3. [略]

2.・3. [略]

重建設機械の運搬費

重建設機械の運搬費について、重建設機械分解組立運搬歩掛と貨物自動車による運搬方法の適用範囲とその
 内容を示されたい。

- [略]
- 上記適用建設機械未満（質量20t未満）の規格は共通仮設費の率に含まれており、分解費・組立費・運搬費及び、
 機械損料又は機械賃料を別途計上する必要はない。
 また、重建設機械の分解・組立及び輸送の中で、トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型 最大吊上能力20t～50t 吊）、
 ラフテレーンクレーン（油圧ジブ型 最大吊上能力20～70t 吊）についても同様とする。
- 建設機械の自走による運搬の中で、トラッククレーン油圧伸縮ジブ型 最大吊上能力80t 吊以上は、共通仮設費の
 率の対象外のため、積上げによるものとする。
- [略]

別表1. 準備費～別表1. 営繕費 [略]

60	〃	<u>6,120</u> (4,700)	<u>6,760</u> (5,490)	<u>9,590</u> (7,060)
70	〃	<u>6,540</u> (5,070)	<u>7,180</u> (5,890)	<u>10,100</u> (7,520)
80	〃	<u>6,900</u> (5,330)	<u>7,570</u> (6,190)	<u>10,600</u> (7,900)
90	〃	<u>7,220</u> (5,610)	<u>7,940</u> (6,520)	<u>11,100</u> (8,310)
100	〃	<u>7,620</u> (5,900)	<u>8,380</u> (6,840)	<u>11,700</u> (8,750)
110	〃	<u>7,960</u> (6,250)	<u>8,730</u> (7,200)	<u>12,200</u> (9,180)
120	〃	<u>8,300</u> (6,490)	<u>9,080</u> (7,470)	<u>12,700</u> (9,550)
130	〃	<u>8,700</u> (6,780)	<u>9,510</u> (7,790)	<u>13,300</u> (9,940)
140	〃	<u>9,040</u> (7,020)	<u>9,850</u> (8,060)	<u>13,800</u> (10,300)
150	〃	<u>9,370</u> (7,290)	<u>10,200</u> (8,360)	<u>14,400</u> (10,700)
160	〃	<u>9,820</u> (7,530)	<u>10,600</u> (8,630)	<u>14,900</u> (11,000)
170	〃	<u>10,000</u> (7,790)	<u>10,900</u> (8,910)	<u>15,400</u> (11,400)
180	〃	<u>10,300</u> (8,020)	<u>11,200</u> (9,180)	<u>15,800</u> (11,700)
190	〃	<u>10,700</u> (8,290)	<u>11,800</u> (9,470)	<u>16,800</u> (12,100)
200	〃	<u>11,100</u> (8,560)	<u>12,100</u> (9,780)	<u>17,300</u> (12,500)
200 kmを超え20 km までを増すごとに		<u>677</u> (447)	<u>802</u> (558)	<u>1,080</u> (738)

注) 1. ()内の運賃は、下記の地域に適用する。
 北海道・青森県・岩手県・宮城県・福島県・秋田県・山形県・新潟県・富山県・石川県・岡
 山県・広島県・山口県・鳥取県・島根県・香川県・徳島県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀
 県・長崎県・大分県・熊本県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県
 ただし、沖縄県については、100 km以下のみ適用とし、100 km以下を超える場合は別途考慮
 する。

2.・3. [略]

2.・3. [略]

重建設機械の運搬費

重建設機械の運搬費について、重建設機械分解組立運搬歩掛と貨物自動車による運搬方法の適用範囲とその
 内容を示されたい。

- [略]
- 上記適用建設機械未満（質量20t未満）の規格は共通仮設費の率に含まれており、分解費・組立費・運搬費及び、
 機械損料又は機械賃料を別途計上する必要はない。
 また、重建設機械の分解・組立及び輸送の中で、トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型20t～50t 吊）、ラフテレーン
 クレーン（油圧ジブ型20～70t 吊）についても同様とする。
- 建設機械の自走による運搬の中で、トラッククレーン油圧伸縮ジブ型80t 吊以上は、共通仮設費の率の対象外の
 ため、積上げによるものとする。
- [略]

別表1. 準備費～別表1. 営繕費 [略]

IV. 土地改良事業等請負工事標準歩掛の運用事項

5. フリューム類据付工

施工歩掛 [略]

⑥ 水路用鉄筋コンクリートL形ブロック機械据付

各据付機械の最大作業半径を示されたい。

各据付機械の製品質量毎の最大作業半径は、次表を参考にされたい。

製品質量 (kg)	機 械 名	規 格	最大作業半径 (m)
1,500 以下	バックホウ (クレーン機能付)	排出ガス対策型 (第2次基準値) クローラ型 バケット容量 0.80m ³ 2.9 t 吊	8.5
4,000 以下	ラフテレーンクレーン	排出ガス対策型 (第2次基準値) 油圧伸縮ジブ型 最大吊上能力 25 t 吊	13.0
3,400 以下			14.0
2,900 以下			16.0
2,550 以下			17.0
2,150 以下			18.0
1,900 以下			19.0
1,600 以下			20.0

(注) [略]

20. その他

①～⑬ [略]

⑭ [削る。]

IV. 土地改良事業等請負工事標準歩掛の運用事項

5. フリューム類据付工

施工歩掛 [略]

⑥ 水路用鉄筋コンクリートL形ブロック機械据付

各据付機械の最大作業半径を示されたい。

各据付機械の製品質量毎の最大作業半径は、次表を参考にされたい。

製品質量 (kg)	機 械 名	規 格	最大作業半径 (m)
1,500 以下	バックホウ (クレーン機能付)	排出ガス対策型 (第2次基準値) クローラ型 山積 0.80m ³ (平積 0.60m ³) 2.9 t 吊	8.5
4,000 以下	ラフテレーンクレーン	排出ガス対策型 (第2次基準値) 油圧伸縮ジブ型 25 t 吊	13.0
3,400 以下			14.0
2,900 以下			16.0
2,550 以下			17.0
2,150 以下			18.0
1,900 以下			19.0
1,600 以下			20.0

(注) [略]

20. その他

①～⑬ [略]

⑭ ダクタイル鋳鉄管機械布設 (たて込み簡易土留)

たて込み簡易土留区間において、ALW管を布設する場合の参考となる歩掛を示されたい。

施工歩掛は、「参考歩掛6. 管水路工④ダクタイル鋳鉄管機械布設 (たて込み簡易土留)」のT形に準じるものとする。

なお、機種を選定にあたっては、次表によられたい。

管径 (mm)	K・T形			ALW形	
	1・2種	3・4種、DA種	DB～DD種	AL1種	AL2種
300 未満	バックホウ (クレーン機能付) 排出ガス対策型 (第2次基準値) クローラ型 山積 0.8m ³ (平積 0.6m ³) 2.9t 吊			バックホウ (クレーン機能付) 排出ガス対策型 (第2次基準値) クローラ型 山積 0.8m ³ (平積 0.6m ³) 2.9t 吊	
300					
350					
400					
450					
500					
600					
700	ラフテレーンクレーン 排出ガス対策型 (第2次基準値)			ラフテレーンクレーン 排出ガス対策型 (第2次基準)	
800					
900					
1,000					
1,100	ラフテレーンクレーン 排出ガス対策型 (第2次基準値)			ラフテレーンクレーン 排出ガス対策型 (第2次基準)	
1,200					

1,350	(油圧伸縮ジブ型) 25t 吊	値)
1,500		(油圧伸縮ジブ型) 25t 吊
1,600 (4m)		
1,600 (5m)		
1,650 (4m)		
1,650 (5m)		
1,800 (4m)		
1,800 (5m)		
2,000 (4m)		
2,000 (5m)		

ラフテレーンクレーン
 排出ガス対策型 (第2次基準値)
 (油圧伸縮ジブ型) 50t 吊

- (注) 1. バックホウ (クレーン機能付) 及びラフテレーンクレーンは、賃料とする。
 2. バックホウ (クレーン機能付) は、クレーン等安全規則、移動式クレーン構造規格に準拠した機械である。

残 存 率 (%)	運転1時間当たり		供用1日当たり		参 考				摘 要	
	(8) 損料率 ($\times 10^{-6}$)	(9) 損 料 (円)	(10) 損料率 ($\times 10^{-6}$)	(11) 損 料 (円)	運転1時間当たり換算値		供用1日当たり換算値			
					(12) 損料率 ($\times 10^{-6}$)	(13) 損 料 (円)	(14) 損料率 ($\times 10^{-6}$)	(15) 損 料 (円)		
7	219	8,670	1,016	40,200	439	17,400	2,032	80,500	掘削高(m) 掘削幅(m) 2.8~4.2 3.7~4.7 ビットの損耗費は、別途とする。	
7 (日)	3,329	1,150	2,144	740	6,086	2,100	4,733	1,630	エンジンを含み、ビット、コア チューブ、アダプタは含まない。	
7 (日)	3,329	1,860	2,144	1,200	6,086	3,410	4,733	2,650		
7 (日)	1,417	5,090	815	2,930	2,529	9,080	1,855	6,660	ノズル、高圧ホース、エンジン を含む	
7 (日)	1,417	10,300	815	5,900	2,529	18,300	1,855	13,400		
7 (日)	1,417	27,100	815	15,600	2,529	48,300	1,855	35,400		
7 (日)	1,417	32,700	815	18,800	2,529	58,400	1,855	42,900		
	<u>12 (日)</u>	<u>1,119 (日)</u>	<u>7,900</u>	<u>1,014</u>	<u>7,160 (日)</u>	<u>2,893 (日)</u>	<u>20,400</u>	<u>1,653</u>	<u>11,700</u>	
	<u>15</u>	<u>67</u>	<u>3,710</u>	<u>815</u>	<u>45,100</u>	<u>248</u>	<u>13,700</u>	<u>1,116</u>	<u>61,700</u>	

(運転経費の積算)

運転労務

建設機械運転労務の考え方を示されたい。

1. ~ 6. [略]

7. 機械1台当り職種別労務配置人員表は次のとおりとする。

職種別労務配置人員表

機 種	規 格	運 転 手		特 殊 作業員	備 考
		特殊	一般		
ブルドーザ	通称 1.0t 級	—	—	○	
	通称 3.0t 級以上	○	—	—	
	リッパ装置付	○	—	—	

残 存 率 (%)	運転1時間当たり		供用1日当たり		参 考				摘 要	
	(8) 損料率 ($\times 10^{-6}$)	(9) 損 料 (円)	(10) 損料率 ($\times 10^{-6}$)	(11) 損 料 (円)	運転1時間当たり換算値		供用1日当たり換算値			
					(12) 損料率 ($\times 10^{-6}$)	(13) 損 料 (円)	(14) 損料率 ($\times 10^{-6}$)	(15) 損 料 (円)		
7	219	8,670	1,016	40,200	439	17,400	2,032	80,500	掘削高(m) 掘削幅(m) 2.8~4.2 3.7~4.7 ビットの損耗費は、別途とする。	
7 (日)	3,329	1,150	2,144	740	6,086	2,100	4,733	1,630	エンジンを含み、ビット、コア チューブ、アダプタは含まない。	
7 (日)	3,329	1,860	2,144	1,200	6,086	3,410	4,733	2,650		
7 (日)	1,417	5,090	815	2,930	2,529	9,080	1,855	6,660	ノズル、高圧ホース、エンジン を含む	
7 (日)	1,417	10,300	815	5,900	2,529	18,300	1,855	13,400		
7 (日)	1,417	27,100	815	15,600	2,529	48,300	1,855	35,400		
7 (日)	1,417	32,700	815	18,800	2,529	58,400	1,855	42,900		
	[新設]									
	[新設]									

(運転経費の積算)

運転労務

建設機械運転労務の考え方を示されたい。

1. ~ 6. [略]

7. 機械1台当り職種別労務配置人員表は次のとおりとする。

職種別労務配置人員表

機 種	規 格	運 転 手		特 殊 作業員	備 考
		特殊	一般		
ブルドーザ	1.0t	—	—	○	
	3.0t 以上	○	—	—	
	リッパ装置付	○	—	—	

レーキドーザ		通称 3.0t 級未満	—	—	○	
タイヤドーザ		通称 3.0t 級以上	○	—	—	
トラクタ	クローラ	通称 3.0t 級未満	—	—	○	
		通称 3.0t 級以上	○	—	—	
	ホイール	通称 3.0t 級未満	—	○	—	
		通称 3.0t 級以上	○	—	—	
スクレープドーザ [*] 、スクレープモータースクレープ		各種	○	—	—	
パワーショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル	機械式	通称 3t 級以上	○	—	—	
	クローラ式	バケット容量 0.08m ³ 級以下	—	—	○	
		バケット容量 0.11m ³ 級以上	○	—	—	
ホイール式	バケット容量 0.28m ³ 級以上	○	—	—		
クローラローダ		バケット容量 0.25m ³ 以下	—	—	○	
		バケット容量 0.4m ³ 以上	○	—	—	
ホイールローダ		バケット容量 0.4m ³ 以下	—	○	—	
		バケット容量 0.5m ³ 以上	○	—	—	
大型ブレーカ		各種	○	—	—	バックホウ架装
ダンプトラック		各種	—	○	—	
専用重ダンプ		各種	—	○	—	
トラック		普通クレーン装置付 1t 吊未満	—	○	—	
		普通クレーン装置付 1t 吊以上	○	—	—	
トラック式アースオーガ		各種	○	—	—	
不整地運搬車		積載質量 1.0t 未満	—	—	○	
		積載質量 1.0t 以上	○	—	—	
水陸両用運搬車(泥上車)		各種	○	—	—	
クローラクレーン		最大吊上能力 1.0t 吊未満	—	—	○	
		最大吊上能力 1.0t 吊以上	○	—	—	
トラッククレーン ラフテレーンクレーン		最大吊上能力 1.0t 吊未満	—	○	—	
		最大吊上能力 1.0t 吊以上	○	—	—	
ウインチ		最大吊上能力 5.0t 吊未満	—	—	○	
		最大吊上能力 5.0t 吊以上	○	—	—	
クローラ式杭打機		ブーム式	○	—	—	
		直結式	○	—	—	
サンドパイル打機械		パイプロ式	○	—	—	
オールケーシング掘削機		各種	○	—	—	
クローラ式アースドリル		各種	○	—	—	
モータグレーダ		各種	○	—	—	

(つづく)

(つづき)

機 種	規 格	運 転 手		特 殊 作業員	備 考
		特殊	一般		
スタビライザ	路上混合自走式・各種	○	—	—	
ロードローラ	マカダム	○	—	—	
	タンデム	○	—	—	
タイヤローラ	各種	○	—	—	

レーキドーザ		3.0t 未満	—	—	○	
タイヤドーザ		3.0t 以上	○	—	—	
トラクタ	クローラ	3.0t 未満	—	—	○	
		3.0t 以上	○	—	—	
	ホイール	機械質量 3.0t 未満	—	○	—	
		機械質量 3.0t 以上	○	—	—	
スクレープドーザ [*] 、スクレープモータースクレープ		各種	○	—	—	
パワーショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル	機械式	機械質量 3t 以上	○	—	—	
	クローラ式	山積 0.08m ³ 級以下 (平積 0.06m ³)	—	—	○	
		山積 0.11m ³ 級以上 (平積 0.08m ³)	○	—	—	
ホイール式	山積 0.28m ³ 級以上 (平積 0.2m ³)	○	—	—		
クローラローダ		山積 0.25m ³ 以下	—	—	○	
		山積 0.4m ³ 以上	○	—	—	
ホイールローダ		山積 0.4m ³ 以下	—	○	—	
		山積 0.5m ³ 以上	○	—	—	
大型ブレーカ		各種	○	—	—	バックホウ架装
ダンプトラック		各種	—	○	—	
専用重ダンプ		各種	—	○	—	
トラック		普通クレーン装置付 1t 吊未満	—	○	—	
		普通クレーン装置付 1t 吊以上	○	—	—	
トラック式アースオーガ		各種	○	—	—	
不整地運搬車		積載質量 1.0t 未満	—	—	○	
		積載質量 1.0t 以上	○	—	—	
水陸両用運搬車(泥上車)		各種	○	—	—	
クローラクレーン		1.0t 吊未満	—	—	○	
		1.0t 吊以上	○	—	—	
トラッククレーン ラフテレーンクレーン		1.0t 吊未満	—	○	—	
		1.0t 吊以上	○	—	—	
ウインチ		5.0t 吊未満	—	—	○	
		5.0t 吊以上	○	—	—	
クローラ式杭打機		ブーム式	○	—	—	
		直結式	○	—	—	
サンドパイル打機械		パイプロ式	○	—	—	
オールケーシング掘削機		各種	○	—	—	
クローラ式アースドリル		各種	○	—	—	
モータグレーダ		各種	○	—	—	

(つづく)

(つづき)

機 種	規 格	運 転 手		特 殊 作業員	備 考
		特殊	一般		
スタビライザ	路上混合自走式・各種	○	—	—	
ロードローラ	マカダム	○	—	—	
	タンデム	○	—	—	
タイヤローラ	各種	○	—	—	

タンピングローラ	各種	○	—	—	
振動ローラ	自走式 2.5~2.8t 以下	—	—	○	
	自走式 3.0~5.0t 以上	○	—	—	
アスファルトプラント	各種	○	—	—	
トラックミキサー	各種	—	○	—	
コンクリートポンプ車	配管式	○	—	—	
	ブーム式	○	—	—	
アスファルトフィニッシャ	各種	○	—	—	
コンクリートフィニッシャ	各種	○	—	—	
コンクリートレベラ	各種	○	—	—	
アスファルトスプレッダ	各種	○	—	—	
アスファルトディストリビュータ	各種	—	○	—	
ラインマーカ	自走式	—	○	—	
	車載式	—	○	—	
高所作業車	作業床高 10m 未満	—	○	—	
	作業床高 10m 以上	○	—	—	
散水車	各種	—	○	—	
作業車	各種(クレーン装置付 1t 吊未満)	—	○	—	クレーン装置付 1t 以上の機種であって、クレーンを使用しない場合は、運転手(一般)のみ計上
	各種(クレーン装置付 1t 吊以上)	○	—	—	
ヒータプレーナ		○	—	—	
路面切削機	クローラ式・ホイール式	○	—	—	
マイクロバス		—	○	—	
連絡車		—	○	—	
草刈車	大型自走式(履帯式)	—	—	○	
草刈機	肩掛式・ハンドガイド式	—	—	○	
トレンチャ	機械質量 3.0t 未満	—	—	○	
	機械質量 3.0t 以上	○	—	—	
除礫機械(自走式)	機械質量 3.0t 未満	—	—	○	
	機械質量 3.0t 以上	○	—	—	

(注) 上表は、代表的な機械の標準的な労務配置を示す。

(運転経費の積算)

燃料消費量 [略]

特に定めのない日単位機械の運転 1 日当り運転時間の算定方法を示されたい。

[略]

賃料により積算する機械とその計算方法を示されたい。

[略]

タンピングローラ	各種	○	—	—	
振動ローラ	自走式 2.5~2.8t 以下	—	—	○	
	自走式 3.0~5.0t 以上	○	—	—	
アスファルトプラント	各種	○	—	—	
トラックミキサー	各種	—	○	—	
コンクリートポンプ車	配管式	○	—	—	
	ブーム式	○	—	—	
アスファルトフィニッシャ	各種	○	—	—	
コンクリートフィニッシャ	各種	○	—	—	
コンクリートレベラ	各種	○	—	—	
アスファルトスプレッダ	各種	○	—	—	
アスファルトディストリビュータ	各種	—	○	—	
ラインマーカ	自走式	—	○	—	
	車載式	—	○	—	
高所作業車	作業床高 10m 未満	—	○	—	
	作業床高 10m 以上	○	—	—	
散水車	各種	—	○	—	
作業車	各種(クレーン装置付 1t 吊未満)	—	○	—	クレーン装置付 1t 以上の機種であって、クレーンを使用しない場合は、運転手(一般)のみ計上
	各種(クレーン装置付 1t 吊以上)	○	—	—	
ヒータプレーナ		○	—	—	
路面切削機	クローラ式・ホイール式	○	—	—	
マイクロバス		—	○	—	
連絡車		—	○	—	
草刈車	大型自走式(履帯式)	—	—	○	
草刈機	肩掛式・ハンドガイド式	—	—	○	
トレンチャ	機械質量 3.0t 未満	—	—	○	
	機械質量 3.0t 以上	○	—	—	
除礫機械(自走式)	機械質量 3.0t 未満	—	—	○	
	機械質量 3.0t 以上	○	—	—	

(注) 上表は、代表的な機械の標準的な労務配置を示す。

(運転経費の積算)

燃料消費量 [略]

特に定めのない日単位機械の運転 1 日当り運転時間の算定方法を示されたい。

[略]

賃料により積算する機械とその計算方法を示されたい。

[略]